介護保険の住宅改修の流れ

①要介護・要支援認定

↓

②ケアマネジャー等へ相談

↓

③住宅改修事業者選定

施工業者が関わること（灰色の部分）
※●は、施工業者が作成するものです。

↓

④支払い方法の選択

【償還払い】又は【受領委任払い】
※詳しくは別紙「受領委任払いの概要」参照。

↓

⑤現地調査と打合せ

住宅を訪問し、ケアマネジャー等を交えて現地調査と詳細な打合せを行う。

↓

⑥見積書と工事図面の確認

ケアマネジャー等へ見積書と工事図面を提出する。

↓

⑦事前申請（住宅改修申請者、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等）

【市役所への提出書類】
住宅改修費支給申請書（事前）、住宅改修が必要な理由書、●工事費見積書、図面、施工前の写真
承諾書（改修を行う住宅の所有者が申請者本人や 2 親等以内の親族でない場合）

↓

※申請・許可は工事着工前に行わなければなりません。
申請・許可前に工事を始めてしまうと、介護保険が使えなくなります。

⑧施工・完成・施工業者への支払い

償還払い
工事費全額を施工業者に支払い

受領委任払い
自己負担分を施工業者に支払い

↓

⑨本申請（住宅改修申請者、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等）

【市役所への提出書類】
住宅改修費支給申請書（本申請は⑦と同じもの）、●施工後の写真、●領収書、●工事費内訳書
委任状（必要時）

↓

⑩支給審査

↓

⑪住宅改修支給決定通知

宿毛市から申請者へ【住宅改修費支給決定通知】を送付
（本申請月の翌月）

↓

⑫住宅改修費の支給額決定・支給

【償還払いの場合】
宿毛市から申請者へ保険給付額支払い。
【受領委任払いの場合】
宿毛市から施工業者へ保険給付額支払い。